

令和3年第12回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	令和3年12月27日(月)	13時30分 開会 13時50分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一 8 小崎 勝敏 17 久保 拓也			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀		主 幹 宮本 則幸	
主 事 野村 亮太			

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和3年第12回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、14番 関口委員及び15番 松下委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和3年11月26日に開催されました、令和3年第11回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>12月3日(金)湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに児嶋委員、長屋委員が出席しております。</p> <p>12月16日(木)議会議場におきまして、第4回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日令和3年第12回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるものでございます。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p>

<p>事務局</p>	<p>内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、西芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は西芭露●●番●の内外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は30,095㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和3年2月24日から令和7年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和3年12月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書5ページをご覧ください。申請者の譲渡人が中湧別南町、●●●●さん、譲受人が北兵村一区、●●●●さんです。申請地の所在ですが、福島●●番●外計4筆で合計面積は21,998㎡です。申請理由は譲渡人は相続した土地を甥に管理させるためであり、譲受人は農地管理するためであり、権利の種類は所有権となっております。売買金額は贈与により無償です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p>

事務局	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書 6 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 7 ページをご覧ください。申請者が北見市、●●●●さん。申請地の所在ですが、計呂地●●番●外計 2 筆で合計面積は 2 2, 1 4 9 m²です。転用目的は、植林のためであり、事業費は 1, 7 5 8 千円で、転用理由は、当該地は傾斜がきつく農地としての売買及び賃貸が見込めないため、植林をし山林として今後管理するため別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の 9 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 2 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 10 ページをご覧ください。番号 1 番。譲渡人が東、●●●●さんで、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 2, 7 2 4 m²です。転用目的は、格納庫建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 4 5, 1 8 8 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。 (別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番。譲渡人が福島、●●●●さんで、譲受人が福島、●●●●●さんです。申請地の所在ですが、福島●●番●外計 4 筆で合計面積は 3 8, 8 9 0 m²です。転用目的は、バイオガスプラント建設のためであり、権利の種類は所有権移転、事業費は 3, 5 4 1, 3 1 1 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 4・5 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書13ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転1件が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書14ページをご覧ください。 番号1番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございませう。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計9筆で合計面積は63,980㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。所有権移転の時期でございませうが、令和3年12月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,091,000円でございませう。 (別冊資料6ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長

質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和3年第12回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 13時50分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員